

高知県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	現行（旧）
<p data-bbox="288 247 992 277">高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="163 335 315 365">第1条（略）</p> <p data-bbox="163 421 1120 624">第2条 県は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p data-bbox="181 850 414 880">（1）～（3）（略）</p> <p data-bbox="163 936 427 967">第3条～第8条（略）</p> <p data-bbox="163 1023 1120 1182">第9条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第5号様式による補助金遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付等要綱別表2のIに該当する事業の場合は、この限りでない。</p>	<p data-bbox="1270 247 1973 277">高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1149 335 1301 365">第1条（略）</p> <p data-bbox="1149 421 2105 794">第2条 県は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号・元生産第1697号・元政統第1781号農林水産省食料産業局長・生産局長・政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p data-bbox="1162 850 1422 880">（1）～（3）（略）</p> <p data-bbox="1149 936 1413 967">第3条～第8条（略）</p> <p data-bbox="1149 1023 2105 1182">第9条 補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第5号様式による補助金遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、実施要綱別表2のIに該当する事業の場合は、この限りでない。</p>

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号の規定に該当する事業 交付等要綱別記2の別紙様式第13号(効果増進事業) 1部

(2) 第2条第2号の規定に該当する事業 次に掲げる区分に定める書類
ア 交付等要綱別表2のI基金事業
補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書及び交付等要綱別記2の別紙様式第12号(整備事業・生産支援事業)各1部
イ 交付等要綱別表2のII整備事業
補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書1部

(3) 第2条第3号の規定に該当する事業
補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書及び各取組主体から提出された交付等要綱別記2の別紙様式第12号(整備事業・生産支援事業)及び別紙様式第13号(効果増進事業)に準ずる書類の写し(添付資料を含む。)各1部

(4) (削除)

2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号の規定に該当する事業 実施要領別記3の別記様式第3-12号(効果増進事業) 1部

(2) 第2条第2号の規定に該当する事業 次に掲げる区分に定める書類
ア 実施要綱別表2のI基金事業 補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書及び実施要領別記3の別記様式第3-11号(整備事業・生産支援事業)各1部
イ 実施要綱別表2のII整備事業 補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書1部

(3) 第2条第3号の規定に該当する事業 補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書及び各取組主体から提出された実施要領別記3の別記様式第3-11号(整備事業・生産支援事業)及び別記様式第3-12号(効果増進事業)に準ずる書類の写し(添付資料を含む。)各1部

(4) 第2条第4号の規定に該当する事業 実施要領別記3の別記様式第3-11号(整備事業・生産支援事業) 1部

(追加)

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

5 第1項の補助金実績報告書を提出した後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第1項に準じて提出するものとする。

6 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。

7 第4項の規定は、前項の場合に準用する。

第11条～第13条（略）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(追加)

第11条～第13条（略）

の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等（機械及び重要な器具については、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）で、処分制限期間を経過しないものにあつては、**交付等要綱別記2**第9の規定により基金管理団体が定める業務方法書に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等（機械及び重要な器具については、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）で、処分制限期間を経過しないものにあつては、**実施要領別記3**第9の規定により基金管理団体が定める業務方法書に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(追加)

別表第1（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	取組主体
耕種作物に関する以下の事業			
1 整備事業(交付等要綱別表2のI基金事業において、IIに準じて整備事業を行う場合を含む。)	(1)収益性向上対策 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給	事業費の2分の1以内（間接補助事業の場合を含む。） 次世代加算 補助対象経費の欄の(1)のコの施設のうち、次世代型ハウス*を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の5分の3以内（間接補	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者(産地パワーアップ計画)に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。) (5)農業者の組織する団体(産地パワー

別表第1（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	取組主体
耕種作物に関する以下の事業			
1 整備事業(実施要綱別表2のI基金事業において、IIに準じて整備事業を行う場合を含む。)	(1)収益性向上対策 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設	事業費の2分の1以内（間接補助事業の場合を含む。） 次世代加算 補助対象経費の欄の(1)のコの施設のうち、次世代型ハウス*を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の5分	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者(産地パワーアップ計画)に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。) (5)農業者の組織する団体

		<p>施設</p> <p>ク 農産物被害防止施設</p> <p>ケ 農業廃棄物処理施設</p> <p>コ 生産技術高度化施設</p> <p>サ 種子種苗生産関連施設</p> <p>シ 有機物処理・利用施設</p>	<p>助事業の場合を含む。)とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る</p> <p>ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士</p> <p>イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者</p> <p>※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの</p> <p>ア 軒高2.5m以</p>	<p>アップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。)</p> <p>(6) 民間事業者 (産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。)</p> <p>(7) 食品事業者 以下のアからウの場合に限る。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖</p>		<p>キ 用土等供給施設</p> <p>ク 農産物被害防止施設</p> <p>ケ 農業廃棄物処理施設</p> <p>コ 生産技術高度化施設</p> <p>サ 種子種苗生産関連施設</p> <p>シ 有機物処理・利用施設</p>	<p>の3以内(間接補助事業の場合を含む。)とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る</p> <p>ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士</p> <p>イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者</p> <p>※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの</p>	<p>(産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。)</p> <p>(6) 民間事業者 (産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。)</p> <p>(7) 食品事業者 以下のアからウの場合に限る。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p>
--	--	--	--	--	--	---	---	--

			<p>上 イ 耐風速 50m/s 以上 ウ 環境制御装置 を標準整備</p>	<p>及び国内産い もでん粉の製 造等を行う事 業者が製品加 工に必要な処 理加工設備、 甘味資源作物 及びでん粉原 料用いもの種 子種苗生産関 連施設、育苗 施設、でん粉 製造過程で排 出される未利 用資源の堆肥 化等に必要な 有機物処理・ 利用施設を整 備する場合 ウ 国内産糖 及び国内産い もでん粉の製 造等を行う事 業者が病虫害 まん延防止対 策の取組を行 う場合 (8) 中間事業者 (生産局長</p>			<p>ア 軒高 2.5m 以 上 イ 耐風速 50m/s 以上 ウ 環境制御装置 を標準整備</p>	<p>イ 国内産糖 及び国内産い もでん粉の製 造等を行う事 業者が製品加 工に必要な処 理加工設備、 甘味資源作物 及びでん粉原 料用いもの種 子種苗生産関 連施設、育苗 施設、でん粉 製造過程で排 出される未利 用資源の堆肥 化等に必要な 有機物処理・ 利用施設を整 備する場合 ウ 国内産糖 及び国内産い もでん粉の製 造等を行う事 業者が病虫害 まん延防止対 策の取組を行 う場合 (8) 中間事業者</p>
--	--	--	--	---	--	--	--	--

			<p>等が別に定めるものに 限る。)</p> <p>国産原材料 サプライ チェーン構築 の取組を対象 とした乾燥調 製施設、穀類 乾燥調製貯蔵 施設、農産物 処理加工施 設、集出荷貯 蔵施設、産地 管理施設、種 子種苗生産関 連施設の整備 に限るものと する。</p> <p>(9)流通業者(生 産局長等 が別に定める ものに限る。)</p> <p>青果物広域 流通システ ム構築の取組 を対象と した集出荷貯 蔵施設の</p>				<p>(生産局長 等が別に定め るものに 限る。)</p> <p>国産原材料 サプライ チェーン構築 の取組を対象 とした乾燥調 製施設、穀類 乾燥調製貯蔵 施設、農産物 処理加工施 設、集出荷貯 蔵施設、産地 管理施設、種 子種苗生産関 連施設の整備 に限るものと する。</p> <p>(9)流通業者(生 産局長等 が別に定める ものに限る。)</p> <p>青果物広域 流通システ ム構築の取組 を対象と した集出荷貯</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>整備に限るものとする。 (10)知事が中国四国農政局長と協議して認める 団体 (11)コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。）</p>				<p>蔵施設の整備に限るものとする。 (10)知事が中国四国農政局長と協議して認める 団体 (11)コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。）</p>
	<p>(2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 イ 生産技術の継承・普及に向けた取組 (ア)栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高</p>	<p>事業費の2分の1以内</p>	<p>(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者</p>			<p>(2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 イ 生産技術の継承・普及に向けた取組 (ア)栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高</p>	<p>事業費の2分の1以内</p>	<p>(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者</p>

		度化施設				度化施設		
		(3)付帯事務費	事務及び指導等に要する経費の2分の1以内	市町村		(3)付帯事務費	事務及び指導等に要する経費の2分の1以内	市町村
2	基金事業	(1)収益性向上対策 ア 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費	別表第2のとおり	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者		(1)収益性向上対策 ア 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費	別表第2のとおり	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者
		(イ)生産資材の導入等に要する経費	別表第3のとおり			(イ)生産資材の導入等に要する経費	別表第3のとおり	
		イ 効果増進事業	定額(2分の1相当)(間接補助事	(1)高知県農業再生協議会		イ 効果増進事業	定額(2分の1相当)(間接補助事	(1)高知県農業再生協議会

	(ア)計画策定等に要する経費 (イ)技術実証に要する経費等	業の場合を含む。)	(2)地域協議会			(ア)計画策定等に要する経費 (イ)技術実証に要する経費等	業の場合を含む。)	(2)地域協議会
	(2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園の再整備・改修 ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組 (ア)産地における継承・強化体制の構築 (イ)生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング (ウ)円滑な継承のための生産装置の維持・管理	補助対象経費の欄の(2)のア及びウの事業については、事業費の2分の1以内 補助対象経費の欄の(2)のイの事業については、事業費の2分の1以内(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める額以内) 補助対象経費の欄の(2)のエ及びオの事業については、定額(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内)	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者 (7)高知県農業再生協議会 (8)地域協議会			(2)生産基盤強化対策 ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園の再整備・改修 ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組 (ア)産地における継承・強化体制の構築 (イ)生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング (ウ)円滑な継承のための生産装置の維持・管理	補助対象経費の欄の(2)のア及びウの事業については、事業費の2分の1以内 補助対象経費の欄の(2)のイの事業については、事業費の2分の1以内(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める額以内) 補助対象経費の欄の(2)のエ及びオの事業については、定額(生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内)	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者 (7)高知県農業再生協議会 (8)地域協議会

		<p>オ 生産技術の継承、普及に向けた取組</p> <p>(ア) 栽培管理・労務管理等の技術実証</p> <p>(イ) 新規継承・普及のための研修等による人材育成</p> <p>(ウ) 農業機械の安全取扱技術の向上支援</p> <p>カ 全国的な土づくりの展開</p>	<p>補助対象経費の欄の(2)のカの事業については、定額（ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）</p>						
	3 特別承認事業	<p>高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費</p>	<p>3分の2以内（間接補助事業の場合を含む。）</p>	<p>「1 整備事業」又は「2 生産支援事業」の取組主体に準じる。</p>		3 特別承認事業	<p>高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費</p>	<p>3分の2以内（間接補助事業の場合を含む。）</p>	<p>「1 整備事業」又は「2 生産支援事業」の取組主体に準じる。</p>
別表第2～別表第3（略）					別表第2～別表第3（略）				

別記

第1号様式（第4条関係）（略）

別添1

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

（1）事業実施計画書（実績）

ア 整備事業

（注）1 以下の①か②のいずれかの記号を備考欄に記入してください。

① 交付等要綱別表2のⅡ整備事業で実施

② 交付等要綱別表2のⅠ基金事業においてⅡ整備事業に準じて実施

2 高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱別表第1の「1 整備事業」のうち次世代加算に該当する場合は、「参考様式1 生産技術高度化施設内訳」を添付してください。

イ 生産支援事業（略）

ウ 効果増進事業（略）

エ 生産基盤強化対策（略）

3 経費の配分及び負担区分～4 収支予算（収支精算）（略）

5 事業完了予定（完了）年月日

年 月 日

別記

第1号様式（第4条関係）（略）

別添1

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

（1）事業実施計画書（実績）

ア 整備事業

（注）1 以下の①か②のいずれかの記号を備考欄に記入してください。

① 実施要綱別表2のⅡ整備事業で実施

② 実施要綱別表2のⅠ基金事業においてⅡ整備事業に準じて実施

2 高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱別表第1の「1 整備事業」のうち次世代加算に該当する場合は、「参考様式1 生産技術高度化施設内訳」を添付してください。

イ 生産支援事業（略）

ウ 効果増進事業（略）

エ 生産基盤強化対策（略）

3 経費の配分及び負担区分～4 収支予算（収支精算）（略）

（追加）

6 添付書類

取組主体から提出された誓約書兼同意書（参考様式2）

参考様式2～第9号様式（略）

第9－2号様式

（注）以下の①か②のいずれかの記号を備考欄に記入してください。

- ① 交付等要綱別表2のⅡ整備事業で実施
- ② 交付等要綱別表2のⅠ基金事業においてⅡ整備事業に準じて実施

第10号様式（略）

5 添付書類

取組主体から提出された誓約書兼同意書（参考様式2）

参考様式2～第9号様式（略）

第9－2号様式

（注）以下の①か②のいずれかの記号を備考欄に記入してください。

- ① 実施要綱別表2のⅡ整備事業で実施
- ② 実施要綱別表2のⅠ基金事業においてⅡ整備事業に準じて実施

第10号様式（略）